

明治十七年十二月廿日

専門学務局長文部大書記官 濱尾 新 印

東京大学総理 加藤弘之殿

総理 同補助 庶務課 (五十嵐恭次) (坪内教之助)

同心得 幹事 庶務課 (花押) (石原助安)

私共儀十月十一日独国伯林府ニ到着候処就学ノ都合ニ因リ十月

十七日青木公使ノ許可ヲ経テ当ハキデルヘルクニ著仕候間此段

御届申上候也

Bei Tr. DrThur. Bergerher Thaw Heidelberg 穂積八束

明治十七年十月二十日

Bei Prof Wüller, Anlage 26, Heidelberg, Gessiany 宮崎道三郎

東京大学総理 加藤弘之殿

180 在独留学生穂積八束他一名ハイデルベルク留学届出に付
通知 (明治十七年十二月二十日)

(欄外注記1) 「供閱 総理 (加藤弘之) 同心得 同補助 幹事 法学部長 (穂積八束)

(欄外注記2) 「教務課 (花押) (池田保光) (池永厚) (鈴木成忠) (平野四郎)

庶務課 (五十嵐恭次) (坪井為春) (石原助安) 「海外留学生関係書」明治十七・十八年分、(G 13)

(欄外注記1) 独逸国留学生宮崎道三郎及穂積八束儀当分同国ハキデルベルクニ留学云々本人等届書青木公使ヨリ廻送相成候趣ヲ以テ本月四日付御送付正ニ領収然処右ハキデルベルグハ兼テ示命相成候修

業場所ニハ無之ニ付本来本人等ニ於テ一応本省之指揮ヲ乞フヘキ筈ニ候得共今回之義ハ到着早々之事ニテ右等之順序御施行之為時日徒消難致事情モ有之且届書中御許可之上云々ト有之候ヘハ在留公使之認可ハ相受候儀ニ有之様相見候ニ付旁以此儀聞置可相成省議ニ有之候此段申進候也